

広報たなべ

第 131 号
平成 28 年
卯月 4



田辺に春を告げる
シラス漁

特集 平成 28 年度

当初予算

未来へつなぐ道
田辺市

広報田辺 4月号 平成 28 年 4 月 1 日発行
編集・発行 田辺市企画広報課



〒 646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1
☎ 0739-26-9963 田辺市ホームページ
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp 田辺市ホームページ



田辺市ホームページ
モバイル版ページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
<http://www.city.tanabe.lg.jp/m/>

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」追加登録に向けて

4月1日から

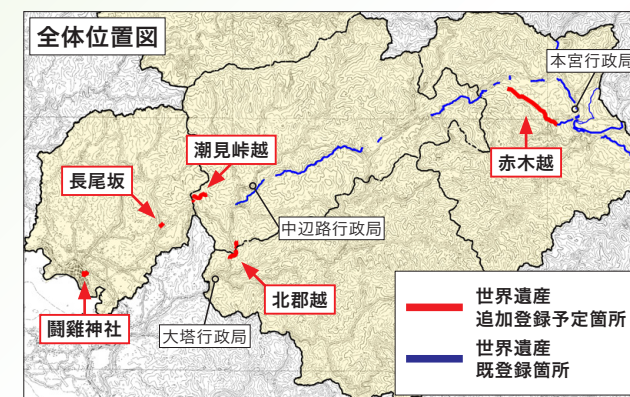
北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越、闘雞神社

の周辺地域を景観保全地区に

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への追加登録を目指し、熊野参詣道中辺路（北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越）及び大辺路（闘雞神社）の5か所を候補地として取り組んできました。本年1月には、国から提案書をユネスコに提出し、7月に開催される第40回世界遺産委員会の総会で審議される予定です。

それに先立ち、4月1日から、追加登録を目指す地域（右図参照）の景観保全地区内で下記のような行為を行う場合には、各参詣道や社寺を取り巻く文化的景観の保全と調和を図るために、高さや色彩等を一定の基準に合わせていただくとともに、事前の申請が必要となります。

なお、現在既にある建築物や看板等がこの基準を超えている場合であっても、現状の変更を求めるものではありません。



建築物等の新築・増改築、外壁の塗り替え等を行う場合

■建築物等の高さ、面積の制限について

◇北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越の各景観保全地区

高さ 13 m 以下、水平投影面積（真上から見た面積）1,000㎡以内

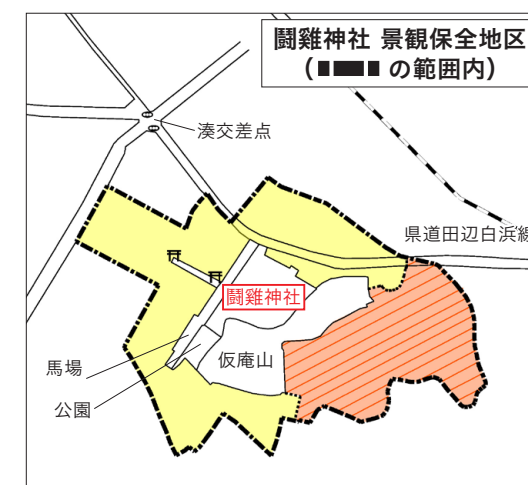
◇闘雞神社景観保全地区（右図参照）

・オレンジ色（斜線）部分 神社からの距離に応じて高さが異なり、水平投影面積は 1,200㎡以内

・黄色部分 高さ 18 m 以下、水平投影面積 1,000㎡以内
※最初の1回に限り、現状を基本とした建て替えが可能

■建築物等の形状、色彩等について

建築物等の形状及び外観の色彩等が周辺景観に著しい影響を及ぼさないように、鮮やかな色の使用を規制するなどの制限を設けます。



屋外広告物を設置又は改修する場合

屋外広告物（看板類）は、表示面積が 5㎡以内、高さは 5 m 以下とし、かつ、光源、色彩、形状等が周辺景観と著しく不調和とならないように、制限を設けます。

木竹の伐採を行う場合

木竹を伐採する場合も申請の必要がありますが、宅地内の木竹、農業用に栽培した木竹の伐採、枯損・危険木の伐採や森林経営（施業）計画に基づく伐採については、申請の必要はありません。

※上記の行為を実施しようとする場合には、事前に下記へお問い合わせください。

問文化振興課 文化財係

☎ 0739-26-9943

☑ <http://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/index.html>